

○働き方の幅を広げるテレワークシステムの活用

- ・取組団体：千葉県松戸市
- ・取組内容：アフターコロナにおける働き方の幅を広げるテレワークシステムの活用
- ・推進体制：情報政策課 5名
- ・事業予算：14百万円/年

1. 千葉県松戸市の概要

人口：498,013人（令和5年7月末時点）

職員数（一般行政部門）：2,896人（令和5年4月1日時点）

総面積：61.38 km²

図表1 松戸市の位置図



出所：（一財）地方自治研究機構作成

2. 取組の背景・目的・内容

（1）取組の背景・目的

松戸市では、新型コロナウイルスが蔓延する前からテレワークの検討を進めており、コロナ禍により、一気に導入を進める必要性を感じるようになった。J-LISにて実証実験が開始された、「自治体テレワークシステム for LGWAN」を活用し、庁内での実証実験を開始、実証実験からテレワークの利用の需要と、ある程度のテレワークが機能することがわかった。こうした取

り組みの中、アフターコロナを見据え、職員の働き方改革を踏まえた継続的なテレワークシステムの導入が必要と判断し、市のデジタル化の目指すべき姿や基本的な考え方を示す、「松戸市行政デジタル化ビジョン」の重要施策として、検討を開始した。

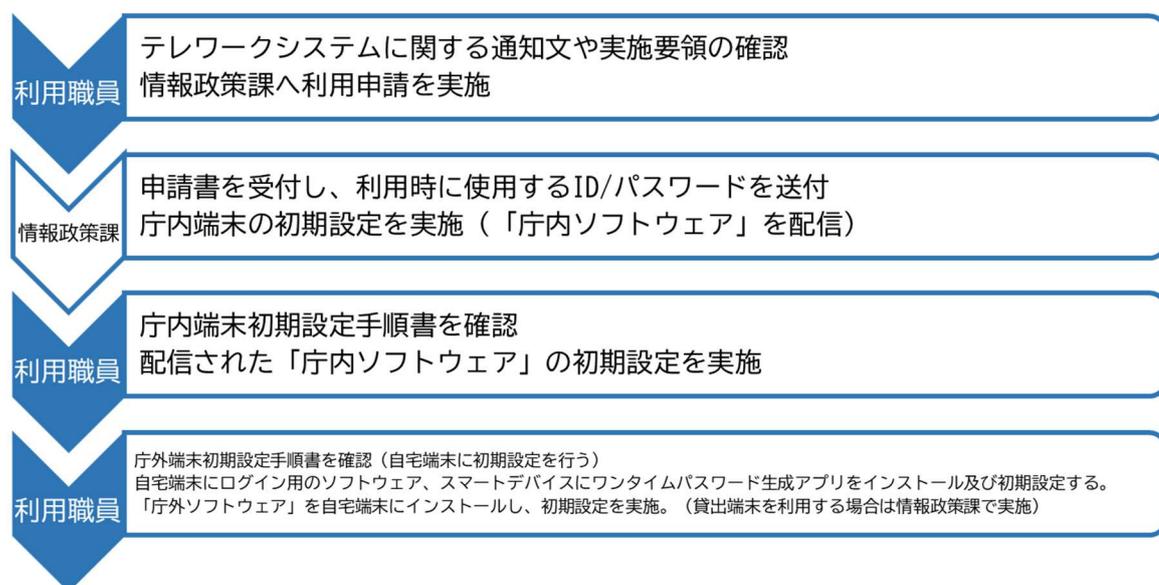
「自治体テレワークシステム for LGWAN」では、実証実験であり、実証終了がいつになるかわからないことや台数制限上、対応しきれないといった要素があったため、対応できるシステムを模索。3,000人規模の職員に対し、使用する都度、個々に設定を行っていくことは運用上厳しいため、職員情報を取り込むことができ、職員情報を保持したうえで、アクセスライセンスを付与していくような形で進めたかったことから、必要な時に必要な人が利用できる同時接続で契約する方式を採用した、テレワークシステム「リモートデスクトップ for LGWAN」の導入に至っている。

(2) 取組の内容

テレワークを行う職員は、システム利用時に専用アプリケーションから事前に配布されたID・パスワードを使用して、庁内にあるLGWAN接続系端末をリモート操作することで勤務が可能となる。利用するシステムについては、画面転送方式であるため、庁外の端末にはデータは残さず、安全に運用することができる。

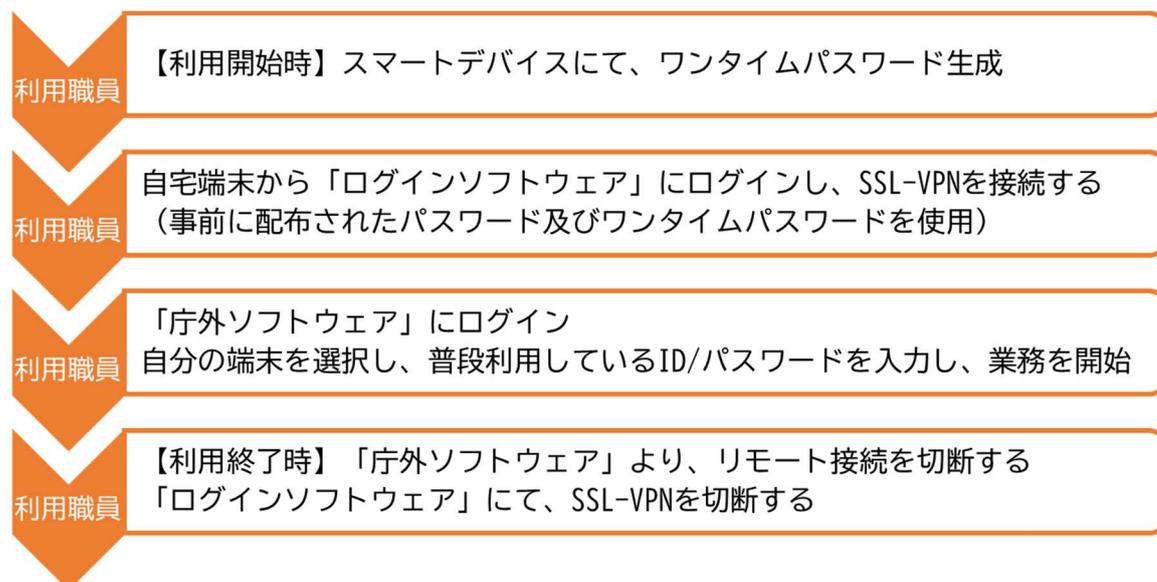
テレワーク時には、自宅の回線及び自宅端末を利用してもらうが、環境が用意できない職員に対しては、モバイルルーターと貸出用専用機器をセットで貸出を実施している。庁外端末については、情報主管課で設定を行っているが、自宅端末を利用する場合、マニュアルを参照の上、テレワーク利用者が設定を行っている。

図表2 テレワークシステム利用開始時の流れ（初回）



出所：松戸市提供資料を参考に作成

図表3 テレワークシステム利用開始時の流れ（初回）



出所：松戸市提供資料を参考に作成

3. 成果及び課題、今後の方向性

(1) 成果

同時接続数を300としており、現在も継続的な利用者もいて、稼働率は、日によって増減している。コロナ禍の時の利用方法を比較すると、以前は突発的な利用が多くを占めていたが、利用者は年度を通しての利用申請を行い、感染症予防対策時や子どもの送迎前後の時間で利用するなど、日常的に継続して利用されており、LGWAN 接続系端末で使用するシステムである性質上、LGWAN 接続系端末を主に使用している部署からの申請が多くなっている。職員向けのアンケートでは、利用者から台風や大雪などの非常時でも業務継続できたという声や生活面での負担軽減や通勤時間を削減できた、効率的に業務ができ、ワークライフバランスの向上が図れているという前向きな意見が出ているという。

テレワーク時の勤務については、各部署によって異なり、一例として、前日までに所属長に伝えた上で実施するケースや、家族などが急病の際は当日に連絡し、実施するという運用がある。勤務実態の把握にあたっては、情報政策課でシステムの稼働状況を確認するほか、人事所管課でも定期的に調査を行い、状況を確認している。

また、テレワーク時の情報共有方法として、メールを使用していたが、メールではやりづらく、電話に頼ってしまうことが多々あった。その場合、通信料が自己負担になり、個人の電話代が高んでしまうことが懸念されたため、庁内グループウェアの機能として、メッセージ機能を導入したところ、大幅な改善が見られた。庁内の利用状況としてもメールの利用から庁内グループウェアでのメッセージ機能を利用するようになってきており、副次的な効果として、ちょっとした打ち合わせなどは、メッセージ機能で済ましてしまうこともよく見られるようになったという。

(2) 課題及び今後の取り組み

現在は業務継続のためにテレワークシステムを利用することがメインになっているが、多様な働き方の1つとしてのテレワークの効果について、考えていくべきだという。自治体も効果的なテレワークをどうやって行うかを見出し、その方向性を踏まえ、運用方法を検討することで、テレワークの活用方法やライセンスのあり方が決まってくる。

もっとテレワークを活用できる職員は庁内に存在していると考えられるが、いまだに登庁した方が業務を進めやすいと考えている職員は多い。情報主管課としては、どうして出勤した方が業務をしやすいのか、テレワークで代替するにはどうしたらよいかを考え、発信していく必要性を感じている。

現在は業務改革部門や人事部門と協力し、テレワークをどういった方向性で進めていくかを検討している段階である。テレワーク実施時の交通費や時間外の扱いについては、今後予定されている庶務事務システムの入替え、調整及び検討を進めている。

【参考文献】

- ・自治体通信オンライン

https://www.jt-tsushin.jp/articles/case/jt41_nesic